

会 費 規 程

平成 5 年 1 月 11 日 議 決

平成 5 年 3 月 25 日 一部変更

平成 12 年 6 月 14 日 一部変更

(会 費)

第 1 条 定款第 6 条による会費は、本規程の定めるところによる。

(会費の納入)

第 2 条 会費は、次の各号のとおりとし、毎年当該年度分を、7 月末日までに納入するものとする。

- (1) 団体会員のうち、民間企業及び重要港湾の管理者については、1 口につき年額 300,000 円
- (2) 前号に定めのない団体会員については、1 口につき年額 100,000 円
- (3) 個人会員については、1 口につき年額 6,000 円

附 則

この規程の改正は、平成 12 年 6 月 14 日より適用する。